

福岡県知事 服部誠太郎 様

2025年10月17日 飯塚市筑穂元吉 土砂処分地近隣住民一同
(連絡先)

建設発生土の処分に関する地域住民からの要望

私たちは、野見山産業株式会社と有限会社中尾建設によって土砂処分が一体的に行われる炭鉱跡地（旧日鉄鉱業ボタ山）周辺に生活しています。防災対策はまともに行われず、どんどん大きくなる土砂の山を前に、今日にも土石災害が起きるのではないかと心配しながら、毎日を過ごしています。土砂の流出と飛散、騒音にも悩まされています。

野見山産業株式会社については、知事命令（2022年8月5日・土砂搬入中止命令と復旧命令）から3年2か月が経過しました。履行期限（2023年6月30日）から2年3か月が過ぎても、防災対策も土砂撤去も完了していません。有限会社中尾建設の用地造成工事区域から越境して大量の土砂の押し込みが続き、土砂の山は大きくなるばかりです。野見山産業株式会社が工事施工者となっています。

有限会社中尾建設による土砂処分は、隣接地の地域密着型通所介護施設（デイケア施設）用地造成工事（2019年6月27日県知事許可）を理由とするものです。工期延長を繰り返し、6年3か月が経過しても完了していません。公共工事や民間工事による建設発生土の搬入と搬出が続き、大量に積み上げられた土砂は計画高を大きく超えています。

大型ダンプによって搬入される土砂は、福岡都市圏からのものが多く確認できました。国や福岡県、飯塚市などの公共工事、大型開発に係る民間工事で発生する様々な土砂の搬入を確認しています。須恵町外二ヶ町清掃施設組合が発注する公共工事現場では、建設発生土搬出先として野見山産業株式会社が掲示されているのを確認しました。

工事発注者や請負企業を訪ねて事情を訴えると、「住民に迷惑はかけられないので土砂搬入を停止する」と回答があることもあります。しかし、すでに搬入された大量の土砂については、中止命令区域ではなく開発行為区域に搬入しているため違法ではない、どの土砂に責任を持てば良いか判別できないなどとして撤去が実現したことはありません。どこにどれだけ持ち込むかが、下請け土砂搬送業者の裁量に任せられている実情もあります。

私たちは、これからもずっと大型ダンプを追いかけて、工事発注者や請負企業を訪ねて搬入中止を求め続けます。知事が許可した事業によって私たちの生活が不条理に脅かされており、いつまで我慢すれば良いのかさえわからないのです。平穏な暮らしを営む権利は、私たちにもあるはずです。よって、服部誠太郎知事が次の措置を取るよう求めるものです。

記

1 野見山産業株式会社について

- ①復旧計画に基づいて期限を定めて代執行すること。
- ②盛土規制法による届出を受理しないこと。
- ③知事命令を国や福岡県の機関・市町村等、民間事業者に周知すること。
- ④中止命令の標識は見えやすいように設置し直すこと。
- ⑤現地に命令違反の旨の標識を設置すること。
- ⑥2025年度は指名停止し、2026年度の指名出願は受理しないこと。

2 有限会社中尾建設について

- ①土石災害及び土砂流出、飛散、騒音などの防止対策を取らせ、開発許可の条件及び留意事項によるチェック状況を住民に情報提供すること。
- ②開発区域を超えた土砂は、期限を定めて直ちに撤去させること。
- ③計画高を超えた土砂は是正を求めること。
- ④是正の完了までは土砂搬入の停止を申し入れること。
- ⑤それまでは盛土規制法による届出を受理しないこと。

以上